

教職員共済をご利用の皆様でこの3月に退職を迎える方

退職にあたり、教職員共済にも手続きが必要です!!

教職員共済生協北海道事業所

日頃より教職員共済生協をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度の退職にあたり、「教職員共済生協」で契約されている「総合共済」の手続きについて、また、「自動車共済」「火災共済」などの、退職後の各種共済の扱いについてお知らせします。

1. 『退職見舞金』請求手続きに必要な書類について

「総合共済」加入者で、定年退職、または早期退職されて、「総合共済」を継続されない方には、『退職見舞金』をお支払いさせていただいております。

定年退職の方、また、すでにご連絡をいただいている早期退職の方には、11月に勤務先へ手続きに必要な書類一式を郵送いたします。(地域により共済代理店からの送付、推進員等より直接お届けする場合があります)

早期退職を予定されている方で、教職員共済にその旨についてご連絡いただけていない方は、お手数ですが、北海道事業所までご連絡ください。

2. 「総合共済」(月々900円 給与等から掛金控除されているもの)について

- ① 原則、「総合共済」の補償は、2021年3月末日をもって終了となります。
- ② 再任用等、定年退職後も引き続いて教育機関に勤務される方については、希望によって、「総合共済」を継続できます。
「総合共済」の継続には手続きが必要です。
「総合共済」を継続加入される場合は、複写式の「退職見舞金請求書」を提出せずに、お送りした書類に同封されている、A4サイズの「総合共済継続に関する回答書」のみ返送してください。
「総合共済」に継続加入される場合、退職見舞金の請求手続きは、教育機関への勤務終了時となり、その時点で計算される退職見舞金額のお支払いとなります。
- ③ 退職後に再任用等されない方、また、再任用等されても「総合共済」の継続を希望されない方には「退職見舞金」の請求手続きを行っていただきます。複写式の「退職見舞金請求書」を提出してください。
- ④ 早期退職予定の方は「総合共済」の継続はできません。
「退職見舞金」の請求手続きを行っていただきます。複写式の「退職見舞金請求書」を提出してください。

3. 退職後の「自動車共済」「火災共済・自然災害共済」「団体生命・医療共済」「新・終身共済」「交通災害共済（レスキュースリー）」の扱いについて

- ① これら共済については、「総合共済」に加入されていなくても、ご本人から「解約」の申し出がない限り継続できます。
 - ・退職とともに自動的に終了とはなりません。
 - ご自身で解約、更新されない手続きをされない限り、自動継続となります。
 - ・「団体生命・医療共済」については、制度の仕組み上、90歳までの契約となります。
- ② 契約更新時の案内は、現職時と同様、事前に「満期と継続のご案内」を教職員共済に登録されているご自宅に送付いたしますので、必ず内容を確認の上、契約内容に変更がある場合のみ、手続き書類を返送してください。
 - ・「団体生命・医療共済」は61歳から1口あたりの掛金が上がりますので確認が必要です！！
- ③ 「自動車共済」証書の発送方法が変わりました。事前に郵送される「満期と継続のご案内」に同封されていますので、必ずご確認ください。
- ④ 「自動車共済」契約内容の変更は、変更用紙（FAX専用異動届）をFAXで送信していただく方法でも手続き可能です。
 - 変更用紙（FAX専用異動届）は「満期と継続のご案内」に同封されているほか、教職員共済のホームページからもダウンロードできます。

4. 「年金共済」の手続きについて

- ① 「A型・B型」に加入されている方
 - 「退職見舞金請求書」とともに「原資明細書兼共済金請求書 請求用紙」を送付します。
 - 月々の掛金払込を終了させて、年金受取に移るためには「原資明細書兼共済金請求書 請求用紙」を提出してください。
 - 退職とともに、自動的に、月々の掛金払込が終了するものではありません。
 - 提出されないと、退職後も月々の掛金払込が継続されます。
 - 「原資明細書兼共済金請求書 請求用紙」の提出後、その時点の積立金額に対して、年金として受け取れるパターンが記載された「原資明細書兼共済金請求書」が郵送されます。
 - 「原資明細書兼共済金請求書」で、希望される年金の受け取り方を選択していただきます。
- ② 「適格型」に加入されている方
 - 特に手続きされなくても、3月に「原資明細書兼共済金請求書」をご自宅に送付します。
 - 「A型・B型」と同様に、「原資明細書兼共済金請求書」で、希望される年金の受け取り方を選択していただきます。

ご自身で手続きをしなくても「継続できるもの」、所定の手続きを行わないと「掛金支払いが続いてしまうもの」や「共済金の支払いが受けられないもの」があります。

退職手続きにかかる書類一式は、11月に勤務先に送付しますので、契約している共済を再度ご確認の上、必要に応じてお手続きくださるようお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、勤務先学校を担当している推進員にお尋ねいただくか、共済代理店、または、北海道事業所までお問い合わせください。